

相馬市民会館 新型コロナウイルス
感染拡大予防ガイドライン

第3版

改 正 令和2年11月1日

相馬市民会館

このガイドラインは、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策基本方針」並びに「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、相馬市民会館における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。なお、状況の変化があった場合は、本ガイドラインの見直しを行うことがあります。

1 利用者を実施していただく事項

(1) 入館の自粛・制限

- 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱）を呈しているときは入館を控えてください。
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、入館しないでください。

(2) 利用の禁止

屋内施設の利用にあたっては、大きな声を出すこと、歌うこと、息を吹く楽器を使用すること、呼気が大きくなったり激しくなったりする室内運動などについては、感染リスクが高いと考えられるため、当面の間、施設の利用はできません。具体例として、次のような行為になります。

- （大きな声を出すことの例） 合唱、民謡、カラオケ、詩吟、演劇など
- （息を吹く楽器を使用することの例） 管楽器、オカリナの演奏など
- （呼気が激しくなる室内運動の例） ダンス、ヨガ、踊りなど

ただし、次の（4）から（14）の新型コロナウイルス感染症予防対策を行い、本ガイドラインを踏まえた「新型コロナウイルス感染症対策リスク評価シート（利用者用）」を作成し、事前に相馬市民会館長の了解を得た場合のみ利用可能とします。

(3) 利用定員数の縮小

- 6月19日以降は各室に定められた利用定員数の半分以下かつ460人以下で利用してください。
 - ・ 適正利用人数

大ホール 460人以下、リハーサル兼多目的ホール 60人以下、
楽屋 2人以下、会議室 10人以下、和室（1部屋） 6人以下、
練習室 10人以下

ただし、クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、
公演・式典、展示会等来場者が新型コロナウイルス感染症予防対策を行い、本
ガイドラインを踏まえ「新型コロナウイルス感染症対策リスク評価シート（イ
ベント主催者用）」を作成し、事前に相馬市民会館長の了解を得た場合のみ利
用定員まで利用可能とします。

・利用定員

大ホール 922人、リハーサル兼多目的ホール 150人、楽屋4人、
会議室 20人、練習室 20人

(4) マスクの着用

入館する際は必ずマスクを着用してください。

(5) 手指消毒、手洗い

入口においてアルコール消毒による手指消毒または石鹸による手洗い（30秒
以上）等を必ず行ってください。

(6) 社会的距離の確保（ソーシャルディスタンス）

受付に並ぶときや座席に座るときなどは、左右前後1.5メートル以上の距離を
確保するとともに、正面での会話をしないようにしてください。

(7) 換気扇により換気を行ってください。

(8) 合唱、民謡、カラオケ、詩吟、演劇など等を行う時は、マスク着用のうえ行うと

ともに対面にならないよう左右前後2メートル以上の距離を確保してください。

(9) 管楽器、オカリナの演奏など等を行う時は、対面にならないよう左右前後2メー

トル以上の距離を確保するとともに、利用後は使用した楽器の消毒を行ってくだ
さい。

(10) ダンス、ヨガ、踊りなど等を行う時は、マスク着用のうえ、対面にならないよ

う左右前後2メートル以上の距離を確保してください。

(11) 利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブ使用した器材など人が触れる部分については、利用後に消毒を行ってください。

(12) 使用済みのマスクやごみは持ち帰ってください。

(13) 利用者の名簿を作成し連絡先の把握に努めてください。

(14) 利用後、「新型コロナウイルス対応状況確認表（利用者用）」を市民会館へ提出してください。

2 イベント主催者に実施していただく事項

主催者が講ずるべき具体的な対策は、以下のとおりです。

【イベント前の対策】

(1) 入場制限

主催者は、イベントの企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況が発生させない工夫を検討してください。

- 座席の指定席等による人数調整
- 大人数での来館の制限、分散入館等
- 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれるイベントは、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2) 来場者との関係

- 主催者側で、来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所から連絡がいく旨を、事前に周知してください。
- 来場前の検温を実施し、発熱がある場合は入館を控えてください。
- 主催者側で来場者に対し、イベント参加前に厚生労働省が公開している接触確認アプリ（COCOA）のインストールすることを促し、感染拡大防止に努めてください。

(3) イベント関係者との関係

- ・主催者は本ガイドラインを踏まえた「新型コロナウイルス感染症対策リスク評価シート（イベント主催者用）」を作成し、事前に相馬市民会館長の了解を得、その後、イベント関係者全員に「新型コロナウイルス感染症対策リスク評価シート（イベント主催者用）」の周知徹底を図ってください。
- ・イベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、主催者は開催要件等について「福島県新型コロナウイルス：感染症対策本部事務局総括班」に事前相談をしてください。

【福島県新型コロナウイルス：感染症対策本部事務局総括班】

問い合わせ先：024-521-8644（受付：平日 8時30分～12時00分、
13時00分～17時15分）

- ・主催者側でイベント関係者に対し、イベント参加前に厚生労働省が公開している接触確認アプリ（COCOA）のインストールすることを促し、感染拡大防止に努めてください。

【イベント当日の対策】

(1) 周知・広報

感染予防のため、来場者に対し以下について周知してください。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底（未持参者用マスク、アルコール消毒液等は主催者が用意してください。）
- ・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用のうえ、ビニールカーテン等で感染拡大防止に努めてください。
- ・入場時は、主催者が左右前後1.5メートル以上の距離を確保するよう来場者を誘導してください。
- ・来場者に軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱）を呈しているときは、主催者が来場者に入場を控えるよう促してください。
- ・入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は手渡しによる配布は避けるようにしてください。

(2) イベント会場内の感染防止策

- 接触感染や飛沫感染を防止するため、手指消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- 座席は指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる（左右前後1.5m以上離す）席配置とするよう努めてください。
- 飛沫感染防止のため、ステージと最前列の客席の間は十分な距離を確保するか、透明なアクリル板や透明ビニールカーテン等で遮蔽してください。
- イベント中の来場者同士の接触は控えるよう周知してください。
- 来場者と接触するような演出（来場者をステージに上げる、ハイタッチをする、大声での声援等）は行わないでください。なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意できる係員を配置してください。
- 場内における会話は控えるよう周知してください。
- 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。（※飛沫感染防止のため、トイレのハンドドライヤーは使用禁止とします。）

（3）イベント関係者の感染防止策

- イベントの運営に必要な最小限度の人数としてください。
- 各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とし、さらに、発熱の他に、軽い風邪の症状に該当する場合も自宅待機を促してください。
- 公演時の出演者を除き原則としてマスクの着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔（2m以上）をとってください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用してください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じてください。
- イベント関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(4) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

(5) 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

【イベント後の対策】

(1) 使用した部屋の椅子・テーブル等の備品、ドアノブ、廊下の手すりなど人が触れる部分については、利用後に主催者において消毒を行ってください。

(2) 使用済みのマスクやごみは持ち帰ってください。

(3) 主催者は、来場者の名簿を作成し連絡先の把握に努めてください。

(4) 利用後、「新型コロナウイルス対応状況確認表（イベント主催者用）」を、市民会館へ提出してください。

(5) 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

附 則 このガイドラインは、令和2年6月8日より施行する。

附 則 このガイドラインは、令和2年7月10日より一部改正する。

附 則 このガイドラインは、令和2年11月1日より一部改正する。